

# 技術士CPDに対する日本技術士会の取組み方針

公益社団法人 日本技術士会(2021年5月27日)

【大臣通知(令和3年4月26日)】

## 【技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について】

日本技術士会が、

- 技術士のCPD活動の実績の管理及び活動に関する実施主体
- CPDガイドラインの策定
- 技術士のCPD活動の記録の確認及び実績簿の作成
- 技術士へのCPD活動の普及啓発
- 分科会への技術士のCPD活動状況の報告

【日本技術士会の対応】

### 【技術士CPDガイドライン】→技術士分科会へ報告

- ・実施主体としての体制整備、CPDの基本的な考え方などを規定



### 【技術士CPD管理運営マニュアル】

- ・技術士CPDガイドラインに基づき、事務を適切に行うための方法等記載
- ・意見を吸い上げ適宜改訂



### 【技術士CPDガイドブック(仮称)】

- ・技術士全員に周知→郵便、説明会、HP掲載など
- ・関係学協会にも報告→CPD活動関係学協会連絡会を通じて

【技術士ガイドブックの主たる内容】

#### ○実施主体として

- ・技術士CPDセンター
- ・技術士CPD活動実績管理運営委員会
- ・CPD活動関係学協会連絡会

#### ○CPD活動記録の確認など

- ・技術士CPD活動実績管理システム構築
- 技術士CPD活動実績簿作成、公表
- 技術士(CPD認定)の認定
- 技術士CPD活動実績証明書発行

#### ○CPD活動の普及啓発

- ・技術士への周知活動の実施
- ・e-ラーニングシステムの構築
- ・技術者倫理に関するプログラムの充実
- ・関係学協会との連携

#### ○分科会へのCPD活動の報告

- ・技術士CPD活動実績管理運営委員会
- によるとりまとめ→分科会へ報告

# 技術士CPDガイドライン(案)

公益社団法人 日本技術士会(2021年5月27日)

## I 実施主体としての体制整備

- ・技術士会事務局に設置の技術士CPDセンター→実施主体としての事務を担当
- ・CPD活動関係学協会連絡会
  - 技術士会からの情報提供
  - CPDの在り方、CPD相互認証の推進など意見を求める
- ・技術士CPD活動実績管理運営委員会
  - 有識者、関連団体からの推薦者、正会員から構成
  - 研修の実施や周知活動に対する指導・助言、マニュアルの改訂など
  - 技術士CPD活動状況報告案の検討

## II 技術士のCPD活動の基本的な考え方

1. CPD活動の目的及び技術士に求められる資質能力を規定
  - ・技術士は資格取得後も資質能力を維持するだけでなく、資質向上の責務あり
  - ・コンピテンシー(7項目)を見据えてCPD活動を行う必要性あり
  - ・CPD実績活用促進のためには、部門及び関係学協会に共通の基準が必要
2. 技術士のCPD活動の区分及び算定基準設定
  - ・技術士CPD活動を専門的学識と一般共通資質に区分
  - ・CPDの活動区分を参加型、発信型、実務型、自己学習型に区分
  - ・形態区分別CPD時間算定基準を設定
3. 技術士のキャリア形成に必要なCPD時間の設定
  - ・資質能力の維持のために必要なCPD時間:20時間/年
  - ・高度なエンジニアとして必要なCPD時間:50時間/年(技術者倫理1時間を必須)
  - ・年間20CPD時間:基準CPD時間、年間50CPD時間:推奨CPD時間

## III 資質向上の取組状況欄の記載内容

- ・希望者の技術士CPD活動実績簿を作成
- ・技術士の実践するCPD時間を「技術士登録簿」に記載する←省令改正
- ・上記の様式例を表示

## IV CPD活動を行っている学協会との連携を図る

- ・CPD活動関係学協会連絡会に所属する学協会を「技術士CPD実施法人」とする
- ・当該法人のCPD活動実績証明書で登録受付可
- ・望ましい技術士CPD実施法人→良質なCPDプログラムを提供していることなど

## V 技術士分科会への技術士のCPD活動の状況の報告

- ・毎年技術士分科会へ活動状況を報告←CPD活動状況、活用実績など

# 技術士CPD管理運営マニュアル(案)

公益社団法人 日本技術士会(2021年5月27日)

## I 技術士CPD活動の登録及び通知

- ・技術士CPD登録システム(Pe-CPDシステム)のブラッシュアップ
- ・CPD時間算定基準の見直し←他学協会との整合性と簡略化
- ・Web登録のIDとパスワード取得方法や入力方法の解説→非会員も手続き可能
- ・CPD登録内容の説明は、自己責任を基本とし定期的に抽出審査を実施
- ・Pe-CPDシステムに登録された実績を登録者に定期的に通知

## II 技術士CPD活動の実績の管理及び活用

- ・技術士CPD活動実績管理システムの構築
  - 技術士CPD活動の実績の管理および活用の仕組みのフロー明示
- ・Pe-CPDシステムの利用者は通知受信後、Webにて申請(5年分可)
- ・他学協会システム利用者は、当該法人発行の証明書に基づき手続き
- ・個々の技術士の「技術士CPD活動実績簿」作成
  - 2016年度を起点にCPD活動実績に加え技術者倫理の実績欄を設ける
- ・基準CPD時間以上の実績のある技術士をHPで公開
- ・「技術士(CPD認定)」の制定と認定証の発行
  - 過去5年間で250CPD時間以上(うち技術者倫理5CPD時間以上)
- ・技術士CPD活動実績証明書の発行により資格活用に寄与
  - 名刺への表記、ロゴマークの使用

## III 技術士CPD活動に対する多様な研修の支援

- ・e-ラーニングシステムのプログラム充実
- ・すべての技術士が同上プログラムが活用できるよう受講システム構築
- ・特に技術者倫理に関するプログラム充実・整備

## IV 技術士CPDデータベースの構築と活用

- ・技術士CPDデータベースを構築
  - 技術士本人の希望によりCPD実績の詳細、業務経歴等を追加
- ・同上のデータベースを公共発注機関での活用に供する
- ・同上システムを民間での資格活用にも繋げる

## V 日本技術士会のCPD(継続研さん)ガイドライン(第3版)の取り扱い

- ・2022年3月末までのCPDは、上記ガイドラインに準じる
- ・現行の技術士CPD認定会員制度は、新制度開始時をもって受付終了

## VI CPD登録・証明書等の手数料

- ・CPD登録・証明書等の手数料案を、別表に示す
- ・今後試算を実施し、決定する

「技術士 CPD ガイドライン」

(案)

2021年5月27日

公益社団法人日本技術士会

## 目次

はじめに

### I. 実施主体としての体制の整備

1. 技術士 CPD センター
2. CPD 活動関係学協会連絡会
3. 技術士 CPD 活動実績管理運営委員会

### II. 技術士の CPD 活動の基本的な考え方

1. CPD 活動の目的及び技術士に求められる資質能力
  - (1) 技術士の責務及び CPD 活動の目的
  - (2) 技術士に求められる資質能力及び CPD 活動
  - (3) CPD 活動の実績内容の確認における基準の必要性
  
2. 技術士の CPD 活動の区分及び算定基準
  - (1) CPD 活動区分及び算定基準の基本方針
  - (2) CPD 活動の資質区分及び形態区分
  - (3) 形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）
  
3. 技術士のキャリア形成に必要な CPD 時間

### III. 技術士登録簿における資質向上の取組状況欄の記載内容

### IV. 関係学協会の CPD 活動実績の活用

はじめに

「技術士 CPD ガイドライン」は、令和 3 年 4 月 26 日、文部科学大臣から日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」に基づき、技術士の CPD の実績の管理及び活用に関する事務を適切に行うために、実施主体としての体制の整備、CPD の基本的な考え方、CPD 実績の判断基準及び技術士法施行規則改正に関わる具体的事項等について取りまとめたものである。

※「技術士 CPD ガイドライン」では、「継続研さん（Continuing Professional Development）」を「CPD」、「文部科学省科学技術・学術審議会技術士分科会」を「分科会」、「公益社団法人日本技術士会」を「日本技術士会」、及び「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」を「大臣通知」という。

## I. 実施主体としての体制の整備

今般、大臣通知により日本技術士会が技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する実施主体として、

- ①CPD ガイドラインの策定
- ②技術士の CPD 活動の記録の確認及び実績簿の作成
- ③技術士の CPD 活動の普及啓発
- ④分科会への技術士の CPD 活動の状況の報告

の事務を担うことになった。そのため、日本技術士会では以下の体制でこれらの事務を行う。

### 1. 技術士 CPD センター

日本技術士会の事務局組織に設置する技術士 CPD センターにおいて、技術士の CPD 活動実績の管理及び活用に関する実施主体としての事務を担当する。

### 2. CPD 活動関係学協会連絡会

CPD 活動を実施している関係学協会の参加を募り、技術士 CPD 活動のアドバイザー委員会として「CPD 活動関係学協会連絡会」を設置する。連絡会では、技術士 CPD 活動の実施状況について日本技術士会から情報提供するとともに、CPD のあり方、CPD の相互承認の推進等について意見を求め、広く CPD 活動の発展に努める。事務局は技術士 CPD センターが担当する。

### 3. 技術士 CPD 活動実績管理運営委員会

技術士の CPD 活動実績の管理及び活用に関する実施主体としての事務を円滑に行うために、CPD に関する有識者、関連団体の推薦者及び日本技術士会正会員の委員からなる技術士 CPD 活動実績管理運営委員会を設置し、次の業務を担当する。

- ① 技術士 CPD センターが作成する技術士 CPD 活動の状況報告案の審議
- ② 技術士 CPD 登録内容の審査及び審査報告書の作成・公表
- ③ 技術士 CPD ガイドライン及び技術士 CPD 管理運営マニュアルの改訂案の策定
- ④ 多様な研修の実施に関する指導・助言
- ⑤ CPD 活動の責務に関する周知・広報に対する指導・助言
- ⑥ CPD 活動関係学協会連絡会の運営に関する指導・助言
- ⑦ その他、技術士 CPD センター業務に対する指導・助言に関すること。

## II. 技術士の CPD 活動の基本的な考え方

### 1. CPD 活動の目的及び技術士に求められる資質能力

#### (1) 技術士の責務及びCPD活動の目的

技術士資格は、技術士の専門知識や技術力、高い倫理観といった資質能力を客観的に保証する意義を有しており、個々の技術士は、社会ニーズの変化に的確に対応できるよう、日々自己研さんを積み、最新の知識・技術を身につけて、業務の質を維持する責務を有する。技術士のCPD活動は、技術士資格取得後もその資質能力を維持するだけでなく、更に向上させることを目的とするものである。よって、個々の技術士のCPD活動は、各技術士が自身の生涯を通じたキャリア形成を見据えて、自らの意思で主体的に業務履行上必要な知識を深め、技術を習得することが求められる。

#### (2) 技術士に求められる資質能力及びCPD活動

技術の高度化、統合化等に伴い、技術者に求められる資質能力は、ますます高度化、多様化している。平成26年3月の分科会において、「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」として、「専門的学識」、「問題解決」、「マネジメント」、「評価」、「コミュニケーション」、「リーダーシップ」、「技術者倫理」が示された。これらは、技術士であれば最低限備えるべき資質能力である。技術士はこれらの資質能力をもとに、業務履行上必要な知見を深め、技術を習得し資質能力の向上を図るように十分なCPD活動を行うことが求められる。（表－1）

#### (3) CPD活動の実績内容の確認における基準の必要性

技術士のCPD活動の実績に関しては、これまでもAPEC エンジニアの登録及び更新に当たって実績証明が求められてきたが、近年、資格の活用の観点から公共調達分野において実績証明が求められており、その対応が必要とされている。しかしながら、技術士のCPD活動の実績内容の確認においては、技術部門ごとに専門的な業務の性格・内容や当該技術士の業務上の立場が様々であり、個々の技術士のCPD活動の具体的内容、方法も多様である。また、技術士のCPD実績の活用を促進するために、関係省庁や関係学協会との緊密な連携が必要である。そのためには部門及び関係学協会に共通する基準の設定が必要である。



(表一) 技術士に求められる資質能力(コンピテンシー)

平成26年3月7日  
科学技術・学術審議会  
技術士分科会

キーワード	解説
専門的学識	<ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士が専門とする技術分野(技術部門)の業務に必要な、技術部門全般にわたる専門知識及び選択科目に関する専門知識を理解し応用すること。</li> <li>・技術士の業務に必要な、我が国固有の法令等の制度及び社会・自然条件等に関する専門知識を理解し応用すること。</li> </ul>
問題解決	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行上直面する複合的な問題に対して、これらの内容を明確にし、調査し、これらの背景に潜在する問題発生要因や制約要因を抽出し分析すること</li> <li>・複合的な問題に関連して、相反する要求事項(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)、それらによって及ぼされる影響の重要度を考慮した上で、複数の選択肢を提起し、これらを踏まえた解決策を合理的に提案し、又は改善すること。</li> </ul>
マネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務の計画・実行・検証・是正(変更)等の過程において、品質、コスト、納期及び生産性とリスク対応に関する要求事項、又は成果物(製品、システム、施設、プロジェクト、サービス等)に係る要求事項の特性(必要性、機能性、技術的実現性、安全性、経済性等)を満たすことを目的として、人員・設備・金銭・情報等の資源を配分すること。</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行上の各段階における結果、最終的に得られる成果やその波及効果を評価し、次段階や別の業務の改善に資すること。</li> </ul>
コミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務履行上、口頭や文書等の方法を通じて、雇用者、上司や同僚、クライアントやユーザー等多様な関係者との間で、明確かつ効果的な意思疎通を行うこと。</li> <li>・海外における業務に携わる際は、一定の語学力による業務上必要な意思疎通に加え、現地の社会的文化的多様性を理解し関係者との間で可能な限り協調すること。</li> </ul>
リーダーシップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行にあたり、明確なデザインと現場感覚を持ち、多様な関係者の利害等を調整し取りまとめることに努めること。</li> <li>・海外における業務に携わる際は、多様な価値観や能力を有する現地関係者とともに、プロジェクト等の事業や業務の遂行に努めること。</li> </ul>
技術者倫理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・業務遂行にあたり、公衆の安全、健康及び福利を最優先に考慮した上で、社会、文化及び環境に対する影響を予見し、地球環境の保全等、次世代に渡る社会の持続性の確保に努め、技術士としての使命、社会的地位及び職責を自覚し、倫理的に行動すること。</li> <li>・業務履行上、関係法令等の制度が求めている事項を遵守すること。</li> <li>・業務履行上行う決定に際して、自らの業務及び責任の範囲を明確にし、これらの責任を負うこと。</li> </ul>

## 2. 技術士の CPD 活動の区分及び算定基準

### (1) CPD 活動の区分及び算定基準の基本方針

技術士の CPD 活動は、自発的かつ主体的に様々な場において多様な形態で実施される。したがって、CPD 活動をより実質化するため、登録の対象となる CPD 活動の区分について多様性を整理してわかりやすくするとともに、区分に応じた時間算定基準や上限時間等の条件設定が必要である。

## (2) CPD 活動の資質区分及び形態区分

技術士の CPD 活動は「技術士に求められる資質能力（コンピテンシー）」に基づき、大きく専門的学識及び一般共通資質の 2 つの資質区分に分けることができる。更に、専門的学識は技術部門全般と専門（選択）科目、法令等の制度、社会・自然条件の 4 つの資質項目に分けることができる。（表－2）

また、技術士の CPD 活動の形態は 10 の形態項目に分けることができ、それらは参加型、発信型、実務型、自己学習型の 4 つにまとめることができる。（表－3）

技術士は、CPD 活動を実施するに当たって、どの形態区分・形態項目の活動がどのような資質区分・資質項目の資質能力の維持・向上を図ることができるかを考えつつ、専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の習得を意識して取り組む必要がある。

(表-2)CPD活動の資質区分と資質項目

資質区分	資質項目
A.専門的学識	1-1 技術部門全般
	1-2. 専門(選択) 科目
	1-3 法令等の制度
	1-4 社会・自然条件
B.一般共通資質	2 問題解決
	3 マネジメント
	4 評価
	5 コミュニケーション
	6 リーダーシップ
	7 技術者倫理

(表-3)CPD活動の形態区分と形態項目

形態区分	形態項目
I.参加型	1 講演会
	2 企業内研修
	3 学協会活動
II.発信型	4 報文・論文
	5 講師・技術指導
	6 図書執筆
	7 技術協力
III.実務型	8 資格取得
	9 業務成果
IV.自己学習型	10 多様な自己学習

## (3) 形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）

参加型は講演会参加を基準として 1 時間当たりの参加を 1 CPD 時間とし、学協会活動を除いて上限を設けない。発信型は学術誌への論文掲載を基準として 1 件当たり 40 CPD 時間とし、上限を設けない。実務型は表彰や特許など成果の明確なものに限定し、かつ年間の上限を設ける。自己学習型は自己学習を基準として 1 時間当たりの学習時間を 0.5~1.0 CPD 時間に換算し、かつ年間の上限を設ける等を目安とする。（表－4）

(表-4) 形態区分別CPD時間算定基準(目安)

形態区分	基準となる形態項目	上限
参加型	講演会参加：1時間当たり1CPD時間	なし *
発信型	論文掲載：1件当たり40CPD時間	なし
実務型	成果の明確なものに限定	あり
自己学習型	自己学習1時間：0.5~1.0CPD時間	あり

\* 学協会活動を除く

### 3. 技術士のキャリア形成に必要な CPD 時間

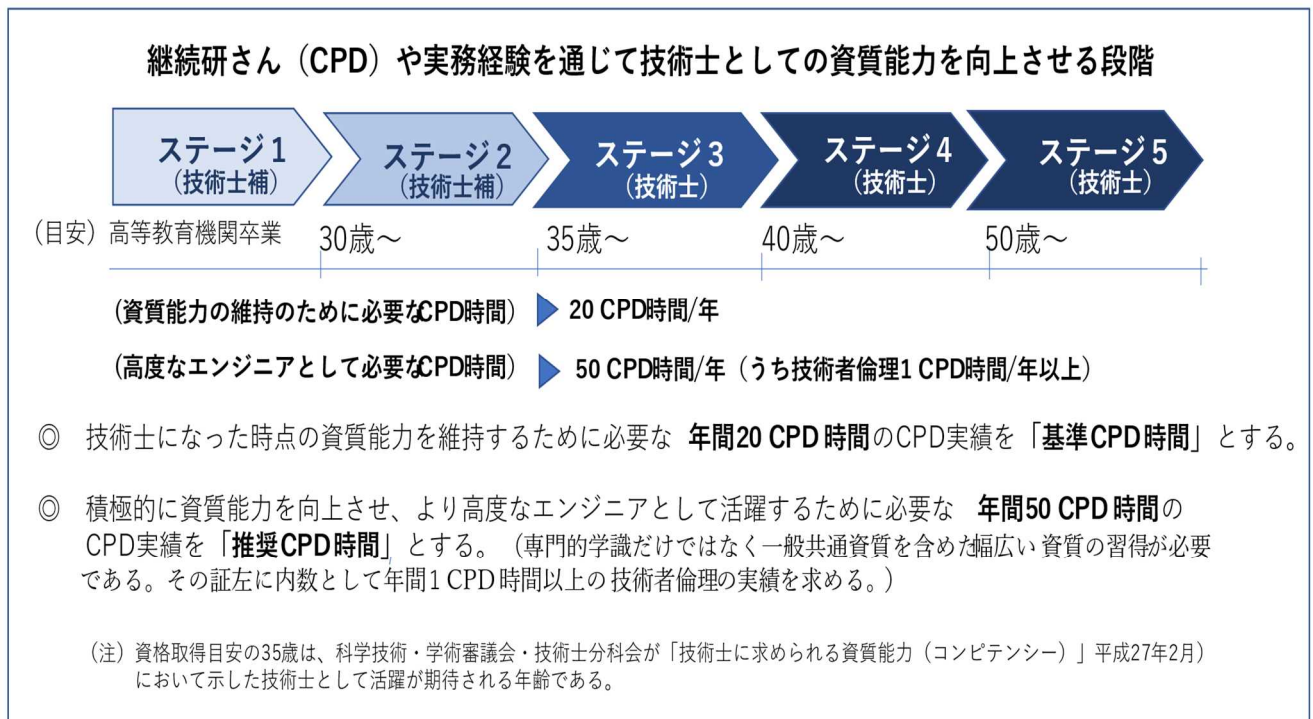
平成 27 年 2 月の分科会において、技術士資格の取得年齢の目安を 35 歳として、技術者の生涯を通じたキャリアパスの観点から、技術者の段階（ステージ）に応じた共通的な資質能力（コンピテンシー）を例示した「技術者キャリア形成スキーム（コアスキーム）（例）」が示されている。

これに基づき、技術士のキャリア形成の観点から技術士資格取得後においてもその資質能力を維持するためには、1 年間で少なくとも技術に関する学協会に入会し発行されている会誌の購読（年間 10CPD 時間）を行うとともに、繁忙期を除いて月 1 回 1 時間程度の講演会又は e ラーニング等に 10 回参加（年間 10 CPD 時間）程度の継続研さんが必要と考え、それを算定根拠に米国等の更新要件に匹敵する年間 20 CPD 時間の実績を「基準 CPD 時間」とする。

また、積極的に資質能力を向上させ国際的にも活躍できるより高度なエンジニアとなるためには、APEC エンジニアに匹敵する年間 50 CPD 時間の実績が必要と考え、それを「推奨 CPD 時間」とする。推奨 CPD 時間には資質区分の専門的学識だけではなく一般共通資質を含めた幅広い資質の習得が必要である。その証左に内数として年間 1 CPD 時間以上の技術者倫理の実績を求める。（図－1）

(図－1)

### 技術士のキャリア形成に必要なCPD時間



### III. 技術士登録簿における資質向上の取組状況欄の記載内容

文部科学省は、日本技術士会が技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事務を行うに当たり、既存の登録事務と連携を確保するため、技術士法施行規則第 14 条に「六 申請者が技術士登録簿への記載を希望するときは、その資質向上の取組状況」を追記するとともに、別記様式第 7 及び第 7 の 2 に「資質向上の取組状況」を記載する欄を追記することとしている。「資質向上の取組状況」欄の記載内容は、日本技術士会により作成される技術士 CPD 活動実績簿から、過去 5 年度間の CPD 時間を年度毎に CPD 時間合計及びその内数として一般共通資質の技術士倫理を記載する。記載欄の様式（例）を（表一 5）に示す。

（表一 5） 技術士登録簿

登録番号	登録年月日	氏名	生年月日	第2次試験合格年月日	第2次試験の技術部門の名称	自ら業務を営むときの事務所		他に勤務するときの事務所		資質向上の取組状況	備考
										技術士CPD活動実績	

資質区分	CPD時間/年度				
	2016	2017	2018	2019	2020
CPD時間合計	55	60	57	60	52
(うち技術者倫理)	1	2	1	3	1

### IV. 関係学協会の CPD 活動実績の活用

日本技術士会以外の関係学協会が実施している CPD 活動実績を技術士 CPD 活動実績として活用するため、日本技術士会が設置した CPD 活動関係学協会連絡会に参加している学協会を「技術士 CPD 実施法人」と称し、技術士 CPD 実施法人において登録された CPD 実績は、日本技術士会に登録された CPD と同等と見なし、その法人が発行する CPD 活動実績証明書をもって、技術士登録簿への技術士 CPD 活動実績記載申請を受け付けることができるものとする。「技術士 CPD 実施法人」が備えていることが望ましい要件は以下のとおりである。

（望ましい技術士 CPD 実施法人の要件）

- ① 学習目標が明示された良質な CPD プログラムを提供していること。
- ② 「独自の CPD 算定基準」を定めた CPD 登録制度を保有していること。

- ③「独自の CPD 算定基準」が「形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）」（表—4）に概ね適合していること。
- ④「独自の CPD 算定基準」の資質区分等の分類に、専門的学識だけでなく一般共通資質が位置付けられていること。
- ⑤「独自の CPD 算定基準」に基づき CPD 登録の審査を実施し、その登録証明書を発行していること。
- ⑥ CPD 記録を一定期間保存していること。

#### V. 分科会への技術士の CPD 活動の状況の報告

日本技術士会は、技術士の CPD 活動の実施状況や日本技術士会の管理する CPD 実績の利活用の事例等、技術士の CPD 活動の実績の管理及び活用に関する事項について、毎年度分科会に報告書を提出する。

「技術士 CPD 管理運営マニュアル」

(案)

2021年5月27日

公益社団法人日本技術士会

## 目次

はじめに

### I. 技術士 CPD 活動の登録及び通知

#### 1. 技術士 CPD 登録システム (Pe-CPD システム)

- (1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準
- (2) WEB 登録のための ID 及びパスワードの取得
- (3) WEB登録の入力方法

#### 2. CPD登録内容の審査

#### 3. CPD 登録状況の通知

### II. 技術士 CPD 活動の実績の管理及び活用

#### 1. 技術士 CPD 活動の実績の管理及び活用の仕組み

- (1) 技術士 CPD 活動実績管理システムの構築
- (2) 技術士 CPD 活動実績の記載申請
- (3) 技術士 CPD 活動実績簿の作成
- (4) 技術士 CPD 活動実績名簿の作成及び公表
- (5) 技術士 (CPD 認定) の認定
- (6) 技術士 CPD 活動実績証明書の発行

### III. 技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援

### IV. 技術士 CPD データベースの構築と活用

### V. 日本技術士会の技術士 CPD (継続研鑽) ガイドライン第3版の取り扱い

- (1) 技術士 CPD の登録及び証明書の発行
- (2) 技術士 CPD 認定会員制度

### VI. CPD 登録・証明書等の手数料

はじめに

「技術士 CPD 管理運営マニュアル」は、令和 3 年 4 月 26 日、文部科学大臣から公益社団法人日本技術士会会長に発出された「技術士の資質向上に関する継続研さん活動の実績の管理及び活用について（通知）」及び同通知に基づき日本技術士会が取りまとめた「技術士 CPD ガイドライン」に基づき、技術士 CPD 活動実績の管理及び活用に関する事務を行う実施主体として、その事務を適切に行うための方法等について取りまとめたものである。

※「技術士 CPD 管理運営マニュアル」では、継続研さん（Continuing Professional Development）を「CPD」、文部科学省の科学技術・学術審議会技術士分科会を「分科会」、公益社団法人日本技術士会を「日本技術士会」という。



## I. 技術士 CPD 活動の登録及び通知

### 1. 技術士 CPD 登録システム(Pe-CPD システム)

#### (1) 日本技術士会 CPD 時間算定基準

技術士は、CPD の目的に適したものを自主的に選択して実行するとともに、その実績を CPD 時間に換算し登録して分析することが求められる。「技術士 CPD 活動ガイドライン」の I.2.(3)の形態区分別 CPD 時間算定基準（目安）に沿った形態項目別の CPD 時間算定方法として、「日本技術士会 CPD 時間算定基準」を以下に示す。

(表-1) (表-2)

(表-1) 日本技術士会CPD時間算定基準(案)

	形態項目	内容	登録コード	CPD時間換算係数	CPD時間年度上限	
参加型	1.講演会	講演会、講習会、研修会、シンポジウム、WEB視聴、eラーニング、見学会等への参加	100	1/H	-	
	2.企業内研修	企業が研修プログラムに基づき実施するもの	200	1/H	-	
	3.学協会活動	(1)学協会の委員会・専門部会等への参加	310	1/H	30	
(2)学協会の会誌購読		320	1/H	10		
発信型	4.報文・論文	(1)学協会等が開催する技術発表会等での口頭発表	410	5/H	-	
		(2)学会における論文の口頭発表	420	0.5/M	-	
		(3)学協会等が発行する学術誌への報告・論文の掲載	学術誌への査読付き技術論文	431	40/件	-
			上記以外	432	10/件	-
	(4)学協会等が発行する学術誌への報告・論文の査読等	440	5/件	-		
	5.講師・技術指導	(1)大学、学協会、研究機関、民間団体、企業等が開催する研修会、講習会、技術説明会、シンポジウム、パネルディスカッションの講師、大学の非常勤講師等	510	3/H	-	
		(2)小・中学校等での理科教育の講師	520	1/H	-	
		(3)修習技術者等に対する具体的な技術指導	530	1/H	-	
	6.図書執筆	出版された技術図書の執筆（翻訳を含む）	600	1/H	-	
	7.技術協力	大学、研究機関、国際機関、国際協力機構等への技術協力	700	1/H	-	
実務型	8.資格取得	国家資格相当の技術資格の取得	800	20/件	20	
	9.業務成果	(1)表彰	910	20/件	20	
(2)特許出願		920	40/件	40		
自己学習型	10.多様な自己学習	①自己学習、②放送大学等のTV視聴、③大学、大学院、職業訓練の受講、④技術を通じたNPOやボランティア活動、⑤環境教育活動、⑥展示会への参加、⑦博物館等の見学、⑧語学学習、⑨異業種交流会、⑩プライベートな学習会、⑪公的な審議会の傍聴、⑫資格取得のための学習、⑬講演会の資料作成	1000	0.5/H	30	

(表-2) 日本技術士会CPD時間算定基準(注意事項) (案)

形態項目	注 意 事 項
共通	上限時間を超える場合は、記入できるが集計されない。
1.講演会 2.企業内研修	1) CPDの内容として①演題、②講師名・所属、③要旨を記入し、⑤形態項目、及び獲得された資質項目をチェックする。⑥資質項目については、主な2項目まで分割して計上できる。 2) 見学会の移動時間は含めない。
3.学協会活動	1) 通年の活動として委員会別に年度毎にまとめて記入する。(上限時間に注意。) 2) 委員会等の名称、目的、自身の役割を明記する。 3) 総会、全国大会、国際大会等は重要な活動であり計上してよい。
4.報文・論文	1) 論文等は題名、ページ数、内容を記述する。 2) 連名・共著の場合は1件当たりのCPD時間を関係者で貢献度に応じ配分し計上する
6.図書執筆	出版社名、図書名、執筆タイトル、ページ数、執筆内容を記入する。
9.業務成果	公的な組織(国、地方公共団体、学協会等)から、グループ名で表彰を受けた場合は、そのグループの責任者の場合は20時間/件を、担当者・照査の場合10時間/件を計上する。

## (2) WEB登録のためのID及びパスワードの取得

日本技術士会CPD登録システム(以下「Pe-CPDシステム」という。)にWEB登録を行う場合は、正会員、WEB登録メンバー(非会員)は共に「ID」、「パスワード」の取得が必要である。また、正会員は無料であるが、WEB登録メンバーの場合は年度毎に手数料が必要である。(手数料は別途定める。)(表-3)

(表-3) WEB登録するためのID・パスワードの等の取得

	正会員	WEB登録メンバー(非会員)
ID、パスワードの申請	「日本技術士会TOPページ」→「お知らせ」→「会員コーナーの利用について」→「利用方法及び会員パスワードの取得」にアクセスし発行。	「日本技術士会TOPページ」→「技術士CPD」→「CPD登録」→「CPDWEB登録ID、パスワードの取得」にアクセスし、新規、更新、再発行の手続きを行う。
発行手数料	無料	有料
CPD実績の記録	①「日本技術士会TOPページ」→「技術士CPD」→「CPD実績のWEB登録」へ接続する。 ②「CPD実績の登録」をクリックし、ID、パスワードを入力しログインする。	

## (3) WEB登録の入力方法

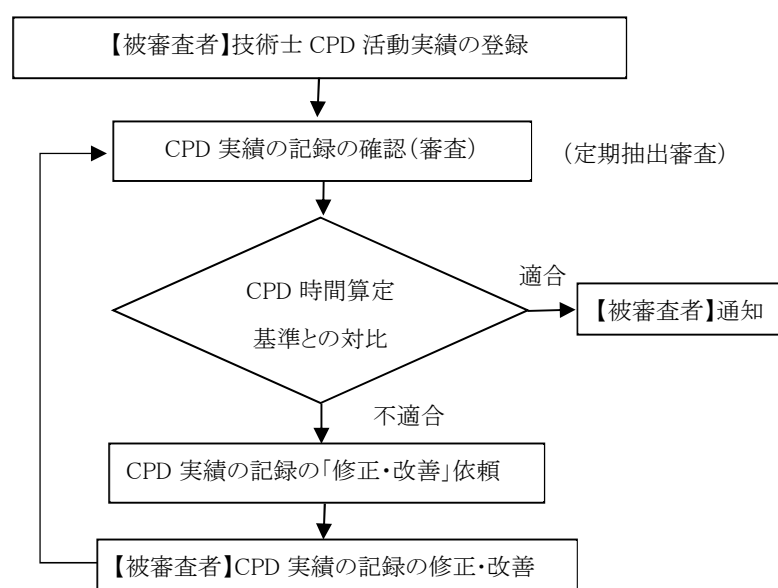
Pe-CPDシステムのCPD登録の入力画面に沿って、技術士自身で自己入力を行う。日本技術士会のホームページの技術士CPD画面に、「記入の手順」、「記載例」が具体的に示されている。日本技術士会が主催・共催するCPD行事については、参加登録をホームページ上のCPD行事申し込みで行った場合は、行事情報(日付、時間、CPD名、主催者、場所、内容)が自動記入される。

## 2. CPD登録内容の審査

技術士CPD活動実績の登録は、自己の責任において、資質の向上に寄与したと判断でき

るものを CPD の対象とし、その実施結果を登録するものである。また、実施した CPD の内容などに関する第三者からの問合せに対しては、記録とともに証拠となるものを提示し、技術士本人の責任において説明できるようにしておかなくてはならない。日本技術士会では、技術士 CPD 活動の内容の質を確保するため、技術士 CPD 活動の登録内容に関する審査規定に沿って、「日本技術士会 CPD 時間算定基準」（表-1）及び「日本技術士会 CPD 時間算定基準（注意事項）」（表-2）に基づき、「技術士 CPD 活動実績の内容の審査フロー」（図-1）に従って、定期的に抽出して審査を行う。

（図-1） 技術士 CPD 活動実績の内容の審査フロー（案）



### 3. CPD 登録状況の通知

日本技術士会は、Pe-CPD システムに登録された CPD 実績について、登録者に定期的にメールで状況を通知し、後述する技術士 CPD 登録簿への記載申請、技術士（CPD 認定）の申請及び CPD 活動実績名簿のホームページへの掲載を促す。

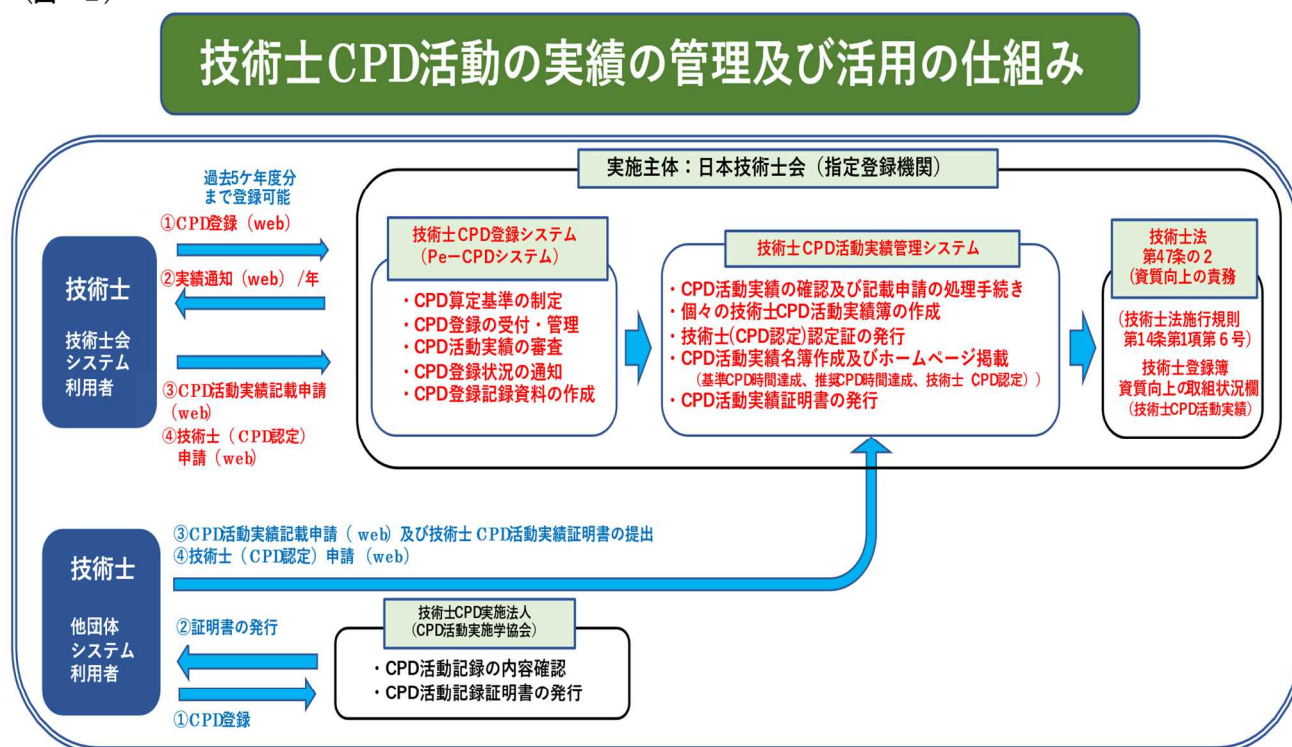
## II. 技術士 CPD 活動の実績の管理及び活用

### 1. 技術士 CPD 活動の実績の管理及び活用の仕組み

#### (1) 技術士 CPD 活動実績管理システムの構築

日本技術士会は、技術士 CPD 活動実績の確認及び技術士登録簿への記載申請の処理手続き、各技術士の CPD 活動実績簿の作成、技術士（CPD 認定）認定証の発行、CPD 活動実績名簿の作成及び CPD ホームページ掲載、技術士 CPD 活動実績証明書の発行等を行うため技術士 CPD 活動実績管理システムを構築する。（図－2）

(図－2)



#### (2) 技術士 CPD 活動実績の記載申請

##### ① 日本技術士会の CPD 登録システム利用者

日本技術士会は、日本技術士会の CPD 登録システムである Pe-CPD システムを使用し、CPD 登録を行っている技術士に対して、毎年度末に CPD 実績を通知する。CPD 活動実績を技術士登録簿に記載を希望する技術士は、日本技術士会のホームページの技術士 CPD 活動実績記載の申請様式（表－4）に CPD の実績記録の記入をして申請する。（但し、2021 年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。）その際、日本技術士会が定める一定以上の CPD 実績について、ホームページ上の技術士 CPD 活動実績

名簿に掲載を希望する場合はその旨記入する。申請は過去5ヶ年度分までとし、随時受付ける。(申請手数料は無料とする。)

(表-4)

技術士CPD活動実績記載申請(WEB) (例)

技術士の資質向上の責務(技術士法第47条の2)として、CPD(継続研さん)活動を実施したので、技術士法施行規則第14条第1項第6号の規定に定められた技術士登録簿の資質向上の取組状況欄にCPD活動実績の記載を申請します。

(フリガナ) 氏 名	(男・女)
登録番号	第 号
技術部門	部門
選択科目	

資質区分別CPD時間

資質区分	2016	2017	2018	2019	2020
合計					
(うち技術者倫理)					

(下記事項に該当する場合は□にチェックを入れること)

定められたCPD活動実績の確認がなされた場合はホームページにおいて公表を希望します。

年 月 日

公益社団法人日本技術士会会長 ○○ ○○殿

氏 名

②他学協会のCPD登録システム利用者

日本技術士会以外のCPD登録関係学協会である「技術士CPD実施法人」にCPD登録を行っている技術士が、CPD活動実績を技術士登録簿に記載を希望する場合は、日本技術士会のホームページの技術士CPD活動実績記載申請の様式2(表-5)に所要の事項を記入して申請する。(但し、2021年度までの実績を申請する場合は技術者倫理の実績を求めない。)その際、技術士CPD実施法人が発行するCPD活動記録が確認できる証明書を添付して申請する。日本技術士会が定める一定以上のCPD実績について、ホームページ上の技術士CPD活動実績名簿に掲載を希望する場合はその旨記入する。申請はホームペ



CPD 活動実績簿に記載された CPD 活動データは、技術士登録簿に設けられた「資質向上の取組状況」欄に記載される。

(表-6) 技術士CPD活動実績簿(例)

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	CPD時間の実績 (H/年度)					技術士 (CPD認定)			
					16	17	18	19	20	認定日	有効期限	更新回数	
					合計	65	50	50	60	50	21.7.1	26.6.31	0
					うち倫理	1	1	2	1	1			
						◎	◎	◎	◎	◎			

注) 倫理：技術者倫理 ○：基準CPD達成 ◎：推奨CPD達成

#### (4) 技術士 CPD 活動実績名簿の作成及び公表

日本技術士会は、一定以上の研さんを重ねている技術士の名簿をホームページに掲載するため、各技術士の CPD 活動実績簿から、基準 CPD 時間である毎年 20 CPD 時間以上の実績がある技術士の名簿を作成し、基準 CPD 時間達成者に加えて、推奨 CPD 時間を達成している場合は、それがわかるように明示する。名簿は各技術士が技術士 CPD 活動実績の申請時に公表を希望していることを確認して、ホームページに CPD 活動実績名簿を掲載する。(表-7) 掲載する CPD 活動実績は前年度の実績とする。

(表-7) 2021年度技術士活動実績名簿(例)

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	2020年度CPD活動実績	
					基準CPD時間	推奨CPD時間
					○	◎
					○	
					○	◎
					○	
					○	◎

#### (5) 技術士 (CPD 認定) の認定

技術士の社会的な信用度を高め活用を促進するため、長期間連続して一定以上の CPD 実績が認められる技術士に「技術士 (CPD 認定)」の認定証を発行し、名簿をホームページに掲載する。(表-8)

認定を申請するための要件は次のとおりである。

- ①申請前の過去5年度間で250 CPD 時間の実績 (うち5 CPD 時間以上の技術者倫理の実績)
- ②前述の5年度間においては各年度最低20 CPD 時間の実績

(但し、2023年度までの申請には、移行措置として2年連続して推奨CPD時間を達成していることを確認して同様の措置を講じる。また、2021年度までの実績で申請する場合は技術者倫理の実績を要件としない。)

「技術士（CPD認定）」の有効期間は認定日から5年間とする。その期間中、名簿をホームページに掲載するとともに、「技術士（CPD認定）」の名刺等への標記及び日本技術士会が定めるロゴマークの使用を認める。

認定証を交付された技術士は、有効期間中は毎年度基準CPD時間である20CPD時間を上回る実績の記載申請が必要である。年度の一定期間を経過して、前年度のCPD実績が基準CPD時間に達していない場合は、ホームページに掲載される名簿から表示を取り消す事とする。

更新を申請するための要件は次のとおりである。

- ①申請前の過去5年度間で250CPD時間の実績（うち5CPD時間以上の技術者倫理の実績）
- ②前述の5年度間においては各年度最低20CPD時間の実績が必要である。

更新要件が認められた場合は、更新回数を付した新たな技術士（CPD認定）認定証を交付する。認定はホームページで受け付ける。申請に必要な写真等の送付方法については別途定める。

(表-8) 技術士（CPD認定）名簿（例） 2021.7

氏名	カナ氏名	登録番号	技術部門	選択科目	技術士（CPD認定）		
					認定日	有効期限	更新回数

(6) 技術士 CPD 活動実績証明書の発行

日本技術士会は CPD 活動の実績の活用に資するため、技術士から申し出があれば技術士 CPD 活動実績証明書を発行する。（手数料は別途定める。）（表-9）（表-10）



(表-9)

様式3

### 技術士CPD活動実績証明書(例)

氏名	
登録番号	第 号
技術部門	部門
対象期間	2020年4月～2021年3月
合計CPD時間	1年間 CPD時間

(内訳) 資質区分別CPD時間

資質区分	2020年度
合計	
(うち技術者倫理)	

あなたのCPD活動の実績については、上記のとおり技術士

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人日本技術士会 会長 〇〇 〇〇

(表-10)

様式4

### 技術士CPD活動実績証明書(例)

氏名	
登録番号	第 号
技術部門	部門
対象期間	2016年4月～2021年3月
合計CPD時間	5年間 CPD時間

(内訳) 資質区分別CPD時間 (年度)

資質区分	2016	2017	2018	2019	2020
合計					
(うち技術者倫理)					

あなたのCPD活動の実績については、上記のとおり技術士  
CPD活動実績簿に記載されていることを証明します。

〇〇年〇〇月〇〇日

公益社団法人日本技術士会 会長 〇〇 〇〇

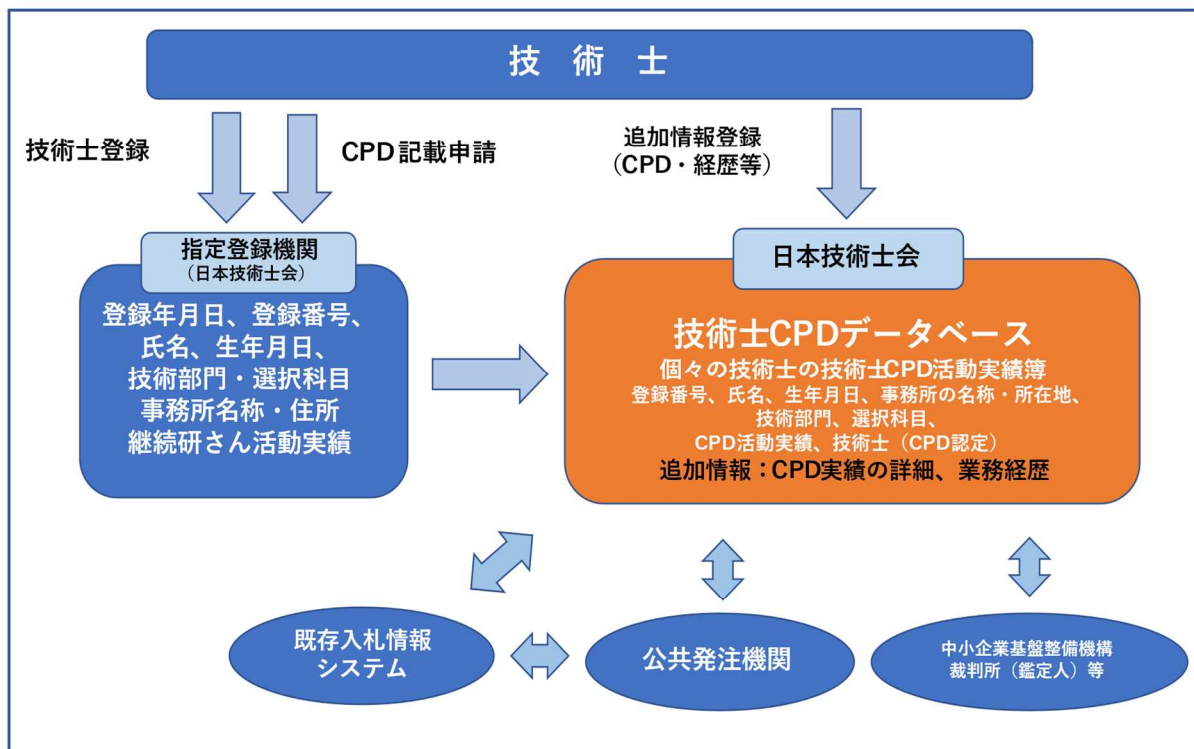
### III. 技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援

日本技術士会は、技術士 CPD 活動に対する多様な研修の支援として、個々の技術士が活動する地域によって CPD 活動に要する労力、コストなどに顕著な格差を生じさせないようにするため、全ての技術士が利用できる e ラーニングの受講システムを構築する。また、研修委員会及び CPD 支援委員会は、技術士 CPD 行事を主催する各部会等の協力を得て e ラーニングのプログラムの充実を図る。特に、推奨 CPD 時間において年間 1 時間以上の技術者倫理に関する研さんを必須としたことに伴い、全ての技術士が容易に技術者倫理に取り組めるように倫理委員会の協力を得て技術者倫理に関するプログラムを作成して e ラーニングで提供する。

### IV. 技術士 CPD データベースの構築と活用

日本技術士会は、技術士の更なる活用を推進するため、個々の技術士の技術士 CPD 活動実績簿（氏名、生年月日、事務所の名称及び所在地、技術部門、選択科目、CPD 活動実績、技術士（CPD 認定）の有無）に、本人の希望により CPD 実績の詳細、業務経験等の追加情報を加えたデータベースを構築し、公共発注機関の確認の用に供するとともに、既存の入札情報システムとの連携、中小企業基盤整備機構、消費者庁、裁判所等の利用を検討する。（図－3）

（図－3） 技術士CPDデータベースの構築(案)



## V. 日本技術士会の技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版の取り扱い

### 1. 技術士 CPD の登録及び証明書の発行

日本技術士会の Pe-CPD システムを使って 2022 年 3 月末までに実施した CPD 活動については、日本技術士会の技術士 CPD（継続研鑽）ガイドライン第3版（平成 29 年 4 月）の（表-2） CPD の実施形態と時間重み係数（CPDWF）及び CPD 時間の関係に基づいて算定する。また、証明書の発行も現行通り行う。但し、非会員の WEB 登録に当たっては、新たな料金を定めて適用する。

### 2. 技術士 CPD 認定会員制度

現行の CPD 認定会員制度は、その有効期間中は現在の扱いと同様とする。但し、新たに「技術士（CPD 認定）」制度が発足することから、新制度開始時をもって受付を終了する。

## VI. CPD 登録・証明書等の手数料

日本技術士会への CPD 実績の登録、及び技術士登録簿への CPD 実績記載申請、技術士（CPD 認定）の認定の申請、CPD 活動実績証明書の申請に係る手数料(は（表-11）のとおりとする。

(表-11) CPD登録・証明書等の手数料(案)

CPD登録団体		Pe-CPD CPD登録	CPD実績 記載申請	技術士(CPD認定) 認定証	技術士CPD 活動実績証明書
技術士会登録	会員	無料	無料	3,000円	1,000円
	非会員	2,000円	2,000円	5,000円	5,000円
他学協会登録	会員	—	無料	3,000円	1,000円
	非会員	—	2,000	5,000円	5,000円